

環境省の災害廃棄物対策について

平成28年3月7日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課 災害廃棄物対策チーム

災害廃棄物対策の検討の方向性

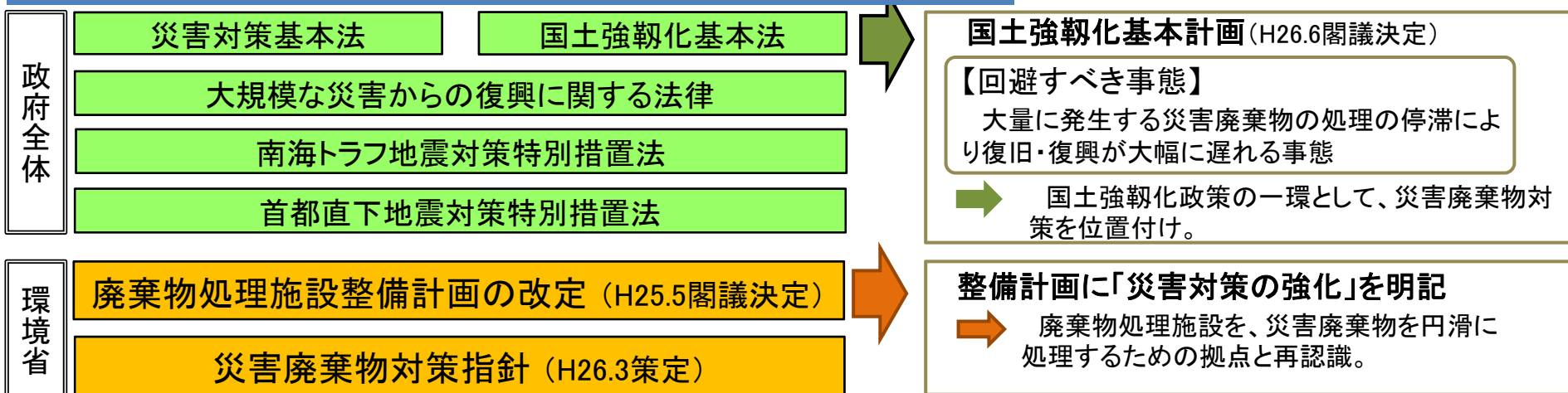
- (1) 全国単位での災害廃棄物処理体制の構築に向けた検討
- (2) 地域ブロック単位での災害廃棄物処理体制の構築に向けた検討
- (3) 制度的・財政的な対応に関する検討
- (4) 積極的な情報発信と人材育成・体制の強化に関する検討
- (5) 災害廃棄物処理システムや技術に関する検討

廃棄物の処理に関する災害対策をめぐる動き

想定される大規模な災害時の災害廃棄物・津波堆積物の量

- 南海トラフ地震：災害廃棄物が最大約3.2億トン(東日本大震災の16倍)、津波堆積物が最大約0.3億トン
- 首都直下地震：災害廃棄物が最大約1.1億トン(東日本大震災の5倍)

東日本大震災以降の制度的対応 (H24～H26)



災害廃棄物対策を支援する取組の進展 (H25～H27)

- 対策スキームの強化に向け、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」を設置。
 - 「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」をとりまとめ (H26.3)
 - 「巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキームについて(制度的な側面からの論点整理を踏まえた基本的考え方)」をとりまとめ (H27.2)
 - 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針策定 (H27.11.16)
- 現場での連携・協力体制を整備
 - 地域ブロック毎の協議の場を設置 (H26年度～)
 - 災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)を発足 (H27.9.16)

必要な法整備を実施

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案」を国会に提出 (H27.3。その後、H27.7制定・公布、H27.8施行)
 - 災害対策に係る国の司令塔機能を強化。
 - 国、地方自治体及び民間事業者の連携・協力、役割分担の責務を明確化。
 - 大規模災害の発生後も適正処理を確保するための処理の方針を明確化 (H28.1.21改訂版を告示)。等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の 一部を改正する法律(平成27年8月6日施行)の概要

平成27年法律
第58号

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、法を整備。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための関連規定の整備

(廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係)

平時の備えを強化すべく、

- 災害により生じた廃棄物の処理に係る**基本理念の明確化**
- 国、地方自治体及び事業者等**関係者間の連携・協力の責務の明確化**
- 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

(廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係)

災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、

- **市町村**又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の**委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化**
- **産業廃棄物処理施設**において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの**届出は事後でよい**こととする。

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

(災対法第86条の5第2項関係)

大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する**基本的な方向等についての指針を定める**こととする。

大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

(災対法第86条の5第9項から第13項まで関係)

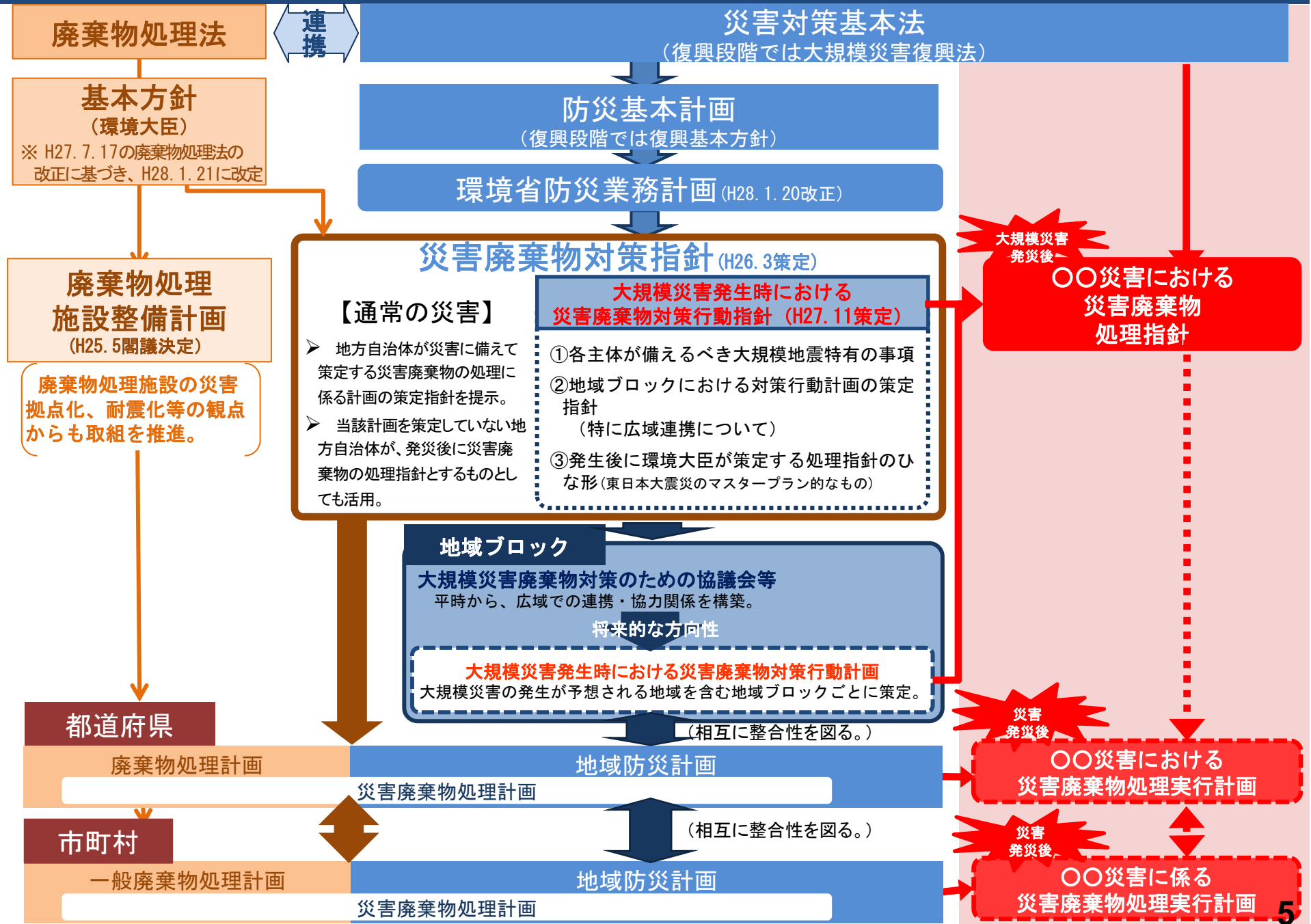
特定の大規模災害の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理を行いがたい市町村に代わって、**環境大臣がその要請に基づき処理を行う**ことができることとする。

平成27年9月関東・東北豪雨災害への適用

【茨城県常総市、栃木県小山市】
○ 災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)を活用し、専門家を派遣(第4条の2)

【茨城県常総市】
○ 産業廃棄物処理施設において事後届けで処理を開始(第15条の2の5の特例)

災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図



(参考) 防災基本計画修正(平成28年2月)の概要

背景

- (1) 活火山法の一部改正等の制度改正を踏まえた防災対策の強化(活火山法、水防法・下水道法等、廃棄物処理法等)
- (2) 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善等(平成27年関東・東北豪雨災害における事例を踏まえた修正等)

主な修正項目

(1) 活火山法の一部改正等の制度改正を踏まえた防災対策の強化

①活火山法の改正

- 活火山対策の総合的な推進に関する **基本指針の作成・見直し**
- **警戒地域の指定及び火山防災協議会**の組織等体制の整備
- 火山防災協議会の具体的な検討事項
- 警戒地域ごとの情報収集、予警報の伝達方法、避難に関する事項など **地域防災計画に定めるべき事項**
- 噴火警報等の **関係機関や住民、登山者等への伝達**

②水防法・下水道法等の改正

- 【水防法】
 - **洪水・内水・高潮**について、**最大規模を想定した浸水想定区域の指定、想定水深及び浸水継続時間等の公表、通知**
- 【下水道法】
 - 浸水被害対策区域における **民間の雨水貯留施設等の整備と連携**
 - **民間事業者等との協定締結等**による災害時における下水道施設の **維持又は修繕**
- 【その他(避難勧告ガイドライン)】
 - **高潮災害**に対する **具体的な避難勧告等の発令基準及び発令範囲の設定** 等

③廃棄物処理法・災対法の改正

- 【廃棄物処理法】
 - 仮置場の確保等の地方公共団体における **災害廃棄物処理計画に定めるべき事項**
 - 災害廃棄物対策に関する **広域的な連携体制の確保及び民間連携の促進**
- 【災害対策基本法】
 - **大規模災害発災時**における災害廃棄物に関する **処理指針の策定**
 - 災害廃棄物処理の **国による代行** 等

(2) 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善等

①平成27年関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえた運用の改善

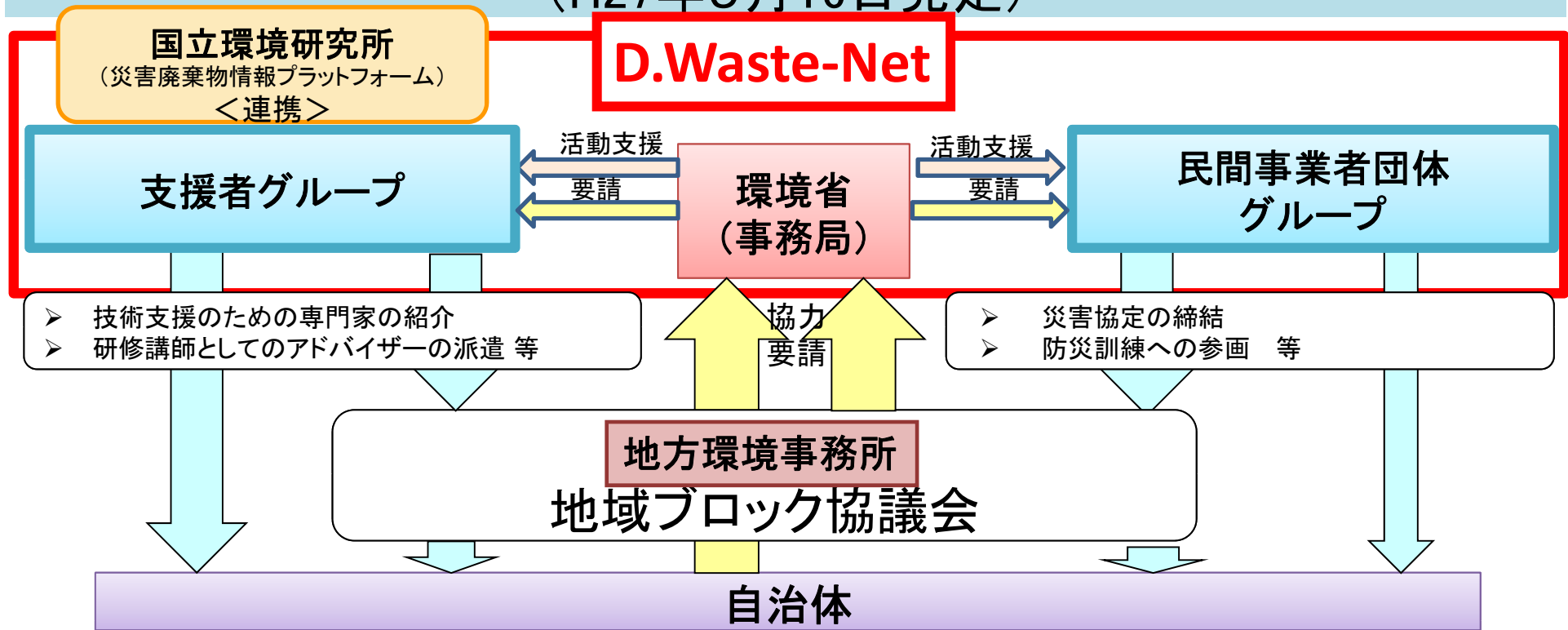
- **地方公共団体における業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化**(電気・水・食料等の確保、非常時優先業務の整理等)

②その他

- 原子力災害対策指針の改正に伴う所要の修正(原子力災害時の医療体制の整備等) 等

災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)について

(H27年9月16日発足)



【活動実績】

- 9月14日の現地調査(国立環境研究所、日本環境衛生センター、廃棄物・3R研究財団が参加)以降、これまで計10回、茨城県常総市や栃木県小山市の**災害廃棄物の仮置場の調査や助言を実施**。
9月22日に酒井委員長が茨城県常総市の被災状況等の現地調査。
- 9月18日から日本環境衛生センター、日本廃棄物コンサルタント協会が**常総市に常駐**(10月末までは茨城県現地災害対策本部に常駐)。常総市の災害廃棄物処理実行計画の策定や災害廃棄物発生量の推計、処理困難物の処理方法を支援。
- 9月28日から全国都市清掃会議の調整により、横浜市と名古屋市のチーム(計14台の車両と計69名の技術職員)が常総市の**災害廃棄物の収集・運搬を支援**(~10月10日)。



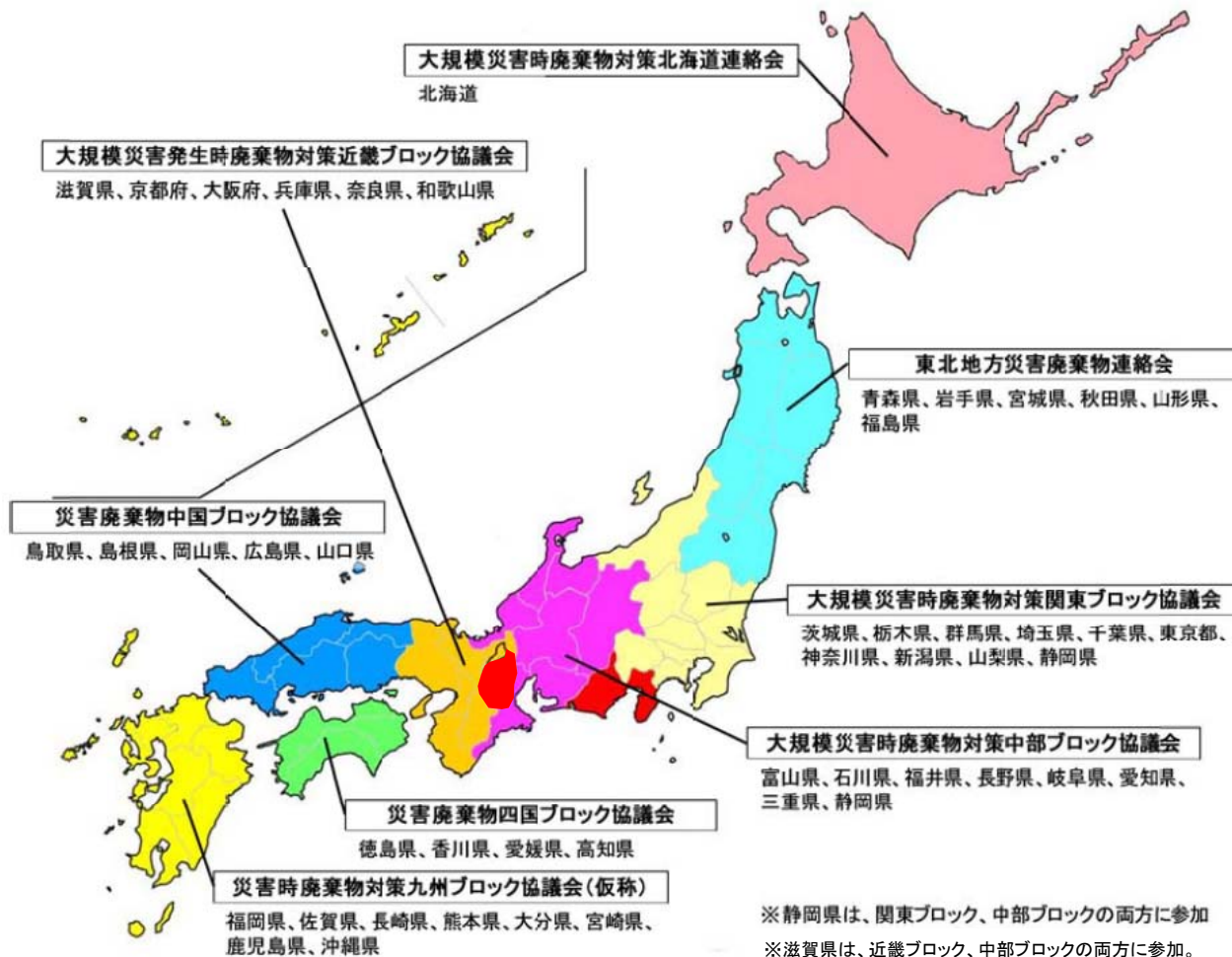
災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net) メンバー

現時点でのメンバーは、17の団体と11名の有識者(下表を参照)

支援者グループ	民間事業者団体グループ
<p>(団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国立研究開発法人 国立環境研究所 ○公益社団法人 全国都市清掃会議 ○公益社団法人 地盤工学会 ○一般財団法人 日本環境衛生センター ○一般社団法人 日本廃棄物コンサルタント協会 ○一般社団法人 廃棄物資源循環学会 ○公益財団法人 廃棄物・3R研究財団 <p>(個人) 計11名</p> <p>※ 発足時の支援者グループ(個人)は、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」の委員(自治体関係者等は含まない。)</p>	<p>(1)廃棄物処理事業団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般社団法人 環境衛生施設維持管理業協会 ○公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 ○一般社団法人 日本環境衛生施設工業会 <p>(2)建設業関連事業団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公益社団法人 全国解体工事業団体連合会 ○一般社団法人 日本建設業連合会 <p>(3)個別処理工程関連業界団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般社団法人 セメント協会 ○一般社団法人 泥土リサイクル協会 <p>(4)輸送関連事業団体等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本貨物鉄道株式会社 ○日本内航海運組合総連合会 ○リサイクルポート推進協議会
<p>計 7団体、11名 (五十音順)</p>	<p>計 10団体 (五十音順)</p>

地域ブロック協議会、連絡会

- 地域の災害廃棄物対策を強化すべく、地方環境事務所が中心となって、地域において廃棄物の処理に関わり得る自治体や事業者等に、広く参画を呼び掛け、地域ブロック協議会または連絡会を全国8箇所に設置。
- 平時からの備えとして、地域ブロック別の災害廃棄物対策行動計画の策定を目指して、関係者間の調整を行ったり、地域ブロックにおける共同訓練の開催に向けて、まずは自治体が策定する処理計画の策定に当たって助言、各自治体が行う訓練への協力を実施。



【立ち上げ時期】

- ・大規模災害時廃棄物対策北海道連絡会
 . . . H26. 10. 27
- ・東北地方災害廃棄物連絡会
 . . . H26. 8. 29
- ・大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会
 . . . H26. 11. 10
- ・大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会
 . . . H26. 10. 31
- ・大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会
 . . . H27. 1. 15
- ・災害廃棄物中国ブロック協議会
 . . . H26. 10. 30
- ・災害廃棄物四国ブロック協議会
 . . . H26. 9. 26
- ・災害時廃棄物対策九州ブロック協議会
 . . . H27. 1. 30

【構成】

環境省、関係省庁地方支分部局、
 都道府県、主要な市町村
 地域の民間事業者、専門家 等

災害廃棄物対策の検討体制及び主な検討事項(平成27年度)

国で検討

- 制度的枠組みや基本的な対策方針の具体化を推進

大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会

- 大規模災害に向け、全国・地域レベルで十全な備えをすべく、対策と課題を取りまとめ。

技術・システムWG

- 首都直下地震への、標準処理フローと想定発生量推計の適用
- 昨年度WGの成果の高度化

要処理量WG

- 国及び被災地域が発災後にそれぞれ使用する発生量推計の手法の検討

人材育成WG

- 人材育成・訓練プログラムのあり方の検討

地域間協調WG

- 地域ブロック協議会を活用し、自治体間、産官学、ボランティア・住民との連携を強化

ネットワークのあり方を検討

成果を継続的に発信

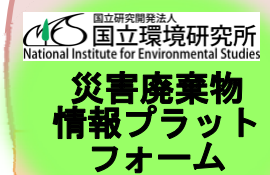
- 地域WGの成果は随時現場に反映
- 現場の課題は随時地域WGで検討

現場で対策を実行

- 地域ブロックを中心に、災害廃棄物対策を実行

D.Waste-Net【平成27年9月発足】(災害廃棄物処理支援ネットワーク)

- 発災時に現地入りして処理計画策定等を支援
国立環境研究所、廃棄物資源循環学会、自治体担当官、環境省担当官、技術者 等
- 被災地域と民間事業者の連携をサポート
各種業界団体(全産連、日建連 等)



- 防災関係ボランティア
- 環境部局以外の自治体関係者、地域団体 等

地域ブロック協議会 等

※全国8か所
 ※構成メンバー：
 環境省、国機関、自治体事業者、専門家等

- 地域の実情に応じて、
- 防災訓練の共同開催
 - 地域ブロック行動計画や地域での処理施設の有効活用の検討に着手
 - 協定の拡充 等

ありがとうございました。

【問い合わせ先】

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課災害廃棄物対策チーム
TEL:03-3581-3358(代表)、03-5521-8358(廃棄物対策課直通)